

川越市教育委員会第2回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成26年5月26日 午後3時30分
- 3 閉 会 平成26年5月26日 午後5時20分
- 4 出席委員 梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲、伊藤 明
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員長の職務を行った者 委員長梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長横田 隆、学校教育部長小林英二、教育総務部副部長兼教育財務課長佐藤嘉晃、教育総務部参事兼地域教育支援課長芹沢雅一、教育総務部参事兼中央公民館長長谷部洋志、学校教育部副部長兼教育指導課長佐野 勝、学校教育部参事兼学校管理課長中野浩義、学校教育部参事兼学校給食課長佐藤達次郎、学校教育部参事兼教育センター所長小熊利明、教育総務課長川合俊也、文化財保護課長忽滑谷達夫、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、市立川越高等学校事務長御菩薩池和良

8 前回会議録の承認

平成26年度第1回定例会会議録を承認した。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第4号 1件三千万円以上の工事計画について

教育総務課長

平成26年度予算で執行を予定している教育委員会所管の予算額三千万円以上の工事については18件である。この内、17件が教育財務課の所管で市内小中学校の大規模改造工事、トイレ改修工事、学童保育室改築工事である。なお、大塚小学校トイレ改修工事は既に契約済みであるが、議会への報告事項となるため、本日、報告事項として説明するものである。また、今成学校給食センター事務室等空調設備その他改修工事については、学校給食課の所管で予算額3,940万円である。

委 員

昨年も大規模改造工事及びトイレ改修工事が行われたが、改修を行う順番の基準について伺いたい。

副部長兼教育財務課長

大規模改造工事については、建築後30年経過し、過去に大規模改造を実施したことがない学校から行っている。また、トイレ改修工事については、臭い等が著しく環境に良くない状態、過去に大規模改造工事を行ったがトイレについては便器洗浄程度しか行っていない学校から優先的に実施している。

委 員

大規模改造工事は、今後、何年かけて実施していくのか。

副部長兼教育財務課長

大規模改造工事としては、平成25年度から10年間を計画期間と位置付けて実施している。

委員

以前、委員から工事の際に建物を覆うシートに「ストップいじめ」のチラシを貼るなどのアピールのために使用してはどうかとの意見があったが、この点についてはどうか。

副部長兼教育指導課長

業者との調整が必要となるものと思われる。

委員

牛子学童保育室は学校の大規模改造工事と併せて実施することとなっているが、山田学童保育室については単独で改築工事を実施するとのことによろしいか。

副部長兼教育財務課長

牛子学童保育室は校舎の中にあり、今回の大規模改造工事では学童保育室も含めて実施するものである。一方、山田学童保育室は校舎とは別になっており、今回、学童保育室の建物を改築するものである。

委員

山田学童保育室のような単独の建物となっている学童保育室はどのくらいあるのか。

副部長兼教育財務課長

小学校32校の内、山田学童保育室を含めて12校が単独の建物となっている。

委員

12校の内、今後、改築を予定している学童保育室はあるのか。

副部長兼教育財務課長

今年度に南古谷小学校の増築の設計を予定しており、増築する部分に南古谷学童保育室を入れることを検討している。

教育総務部長

南古谷小学校は児童数増加のため、特別教室棟を1棟造る予定である。南古谷学童保育室は2棟あり、この内、1棟が建築後30年を経過し改築の対象となっているが、1棟だけ校舎内に移すのは効果的ではないため、決定はしていないが、2棟まとめて校舎内に移すことを検討しているものである。

委員

以前も確認したが、大規模改造工事の実施順位は、公平性を期すために老朽化等の様々な基準から点数を付けて、点数の高い順から実施しているとのことによろしいか。

教育総務部長

基本的には建築年数や工事の履歴を基に判断しているが、現場を確認して、外壁、水回り、トイレの状態などを項目ごとにA・B・Cのランクにして、緊急性の高いAが多い学校を優先的に実施していくものとして、10年計画の中で工事の実施時期を決めている。

委員

大規模改造工事の実施順位を決めるに当たっては、公平性を保つことが重要と考えるが、工事实施の判断内容は公表しているのか。

教育総務部長

大規模改造工事は実施の前年度に設計を行っているため、1、2年後の実施校については公表している。

委員

トイレ改修工事は現場においても好評であるが、全校を行うには相当な年数が掛かるものと思われる。このため、大規模改造工事より費用の掛からないトイレ改修工事を優先的に実施する考え方はないのか。

教育総務部長

大規模改造工事については、10年計画に基づき実施していく予定であるが、トイレ改修工事は非常に好評であるため、優先的に実施すべきとの考え方もある。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第5号 川越市小堤集会所運営委員会条例を定めることについて

(非公開)

日程第3議案第6号 川越市河越館跡整備検討委員会条例を定めることについて

(非公開)

日程第4議案第7号 川越市山王塚古墳調査検討委員会条例を定めることについて

(非公開)

日程第5議案第8号 川越氷川祭の山車行事山車等修理検討委員会条例を定めることについて

(非公開)

日程第6議案第9号 川越市就学支援委員会条例を定めることについて

(非公開)

日程第7議案第10号 平成26年度一般会計補正予算(教育委員会所管分)について

(非公開)

日程第8議案第11号 川越市立博物館協議会委員を委嘱することについて

(非公開)

10 報告事項

(1) 川越市立大塚小学校トイレ改修工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立大塚小学校トイレ改修工事として、建築工事、電気設備工事、機械設備工事を契約金3,313万2,240円で株式会社高橋工務店代表取締役高木昌壽と契約を締結したものであり、工期は平成26年5月20日から同26年10月3日までとするものである。

1 1 協議事項

(1) 川越市いじめの防止等のための基本的な方針について

副部長兼教育指導課長

平成25年9月28日に施行された、いじめ防止対策推進法第13条には「地方公共団体は、いじめ基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする」とされており、本市においても国、県の内容を参酌しながら、川越市いじめの防止等のための基本的な方針（案）を作成したものである。

第1章は、1「いじめの防止等に関する基本理念」、2「基本理念を踏まえた具体的な対策の方針」、3「いじめの定義」について示している。また、1「いじめの防止等に関する基本理念」では、(1)「全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する」、(2)「『いじめは絶対に許されない行為である』との考えに基づき、全ての児童生徒において、いじめをしない心を育てる」、(3)「学校、家庭、地域、関係機関は、いじめられている児童生徒を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める」の3点を掲げた。これは、平成24年10月の市議会決議及び国の基本方針に示してある基本理念を踏まえたものである。2「基本理念を踏まえた具体的な対策の方針」については、(1)で対応の強化に関して、①いじめを見逃さないこと、②いじめが発生した際には組織的に対応し、いじめられている児童生徒を守ること。(2)では、いじめをしない心を育てることに関して、①常日頃からいじめの問題について触れ、いじめを許さない態度を育てること、②あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育てること。(3)では、学校、家庭、地域、関係機関との連携について、情報を共有し、連携していじめの防止及び早期解決に努めることについて、基本理念を具現化するための対策の方向性を示している。3「いじめの定義」においては、いじめの定義、いじめの様態とともに、これまでのいじめ問題への取組を踏まえ、いじめ問題の解決には、未然防止とともに何よりもいじめを見逃さないことが最も重要であると考え、本市独自の項目として、いじめを認知する際の指針を示した。いじめを認知する際の基本的な指針は、積極的にいじめを認知していくことで、いじめ問題の早期解決を図り、いじめの重篤化を防止することを目的としている。

第2章では、いじめの防止等のための組織体制に関する内容となっている。「川越市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」については、いじめ防止対策推進法第14条第1項に「地方公共団体は、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため条例に定めるところにより、『いじめ問題対策連絡協議会』を置くことができる」とされている。現在、本市では、既存の「川越市青少年問題協議会」に、「いじめ問題対策連絡協議会」の役割を持たせることを検討しているところである。次に、「川越市いじめ問題対策委員会（仮称）」についてであるが、いじめ防止対策推進法第14条第3項に「地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実行的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする」とされており、教育委員会の附属機関として設置しようとするものである。いじめの防止等の対策を実効的に行うことや、重大事態発生の際の調査を行うことを目的としている。なお、附属機関の委員には、学校代表者にPTA代表、専門的な知識や経験を有する第三者を加えて、公平性、中立性を確保した委員会として組織することを考えている。

第3章では、本市が実施するいじめの防止等のための施策を示している。ネットパトロール事業やスクールボランチ作戦事業、メール相談等学校を支援するための施策及び関係機関との連携に関する内容としている。

第4章では、学校が実施するいじめの防止等のための対策について、学校いじめ防止基本方針の策定、校内いじめ対策委員会の設置、いじめの未然防止、早期発見、対応における指針を示し、各学校におけるいじめ問題への対応について一定の取組が行われるよう、具体的な内容を示している。また、学校関係者評価による検証についても示している。

第5章では、重大事態における対処に関する内容を示している。いじめ防止対策推進法第28条では、重大事態が起きた際には、学校及び教育委員会が中心となり調査を行うことが義務付けられており、厳格な調査が行われるよう、調査の際の留意点が述べられている。市長による再調査の機関については、現在、検討中である。

第6章では、いじめの防止等のための対策の検証とその結果による措置に関する内容を示している。

委員

川越市いじめの防止等のための基本的な方針の配布先について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

市民へホームページ等により公表していきたい。

委員

ホームページでは自ら確認しないと情報が得られないのではないか。また、学校の教員には配布するのか。

副部長兼教育指導課長

各学校に配布すると共に、地域に対しても周知していくことを考えている。

委員

第2章の川越市いじめ問題対策委員会については、実効性を持たせるためには検証を行うことが重要であり、委員についても常に問題意識を持てる方が加わる必要があるため検討していただきたい。また、重大事態発生の際は、調査機関としての機能を持たせるため、第三者の有識者を加えるとなっているが、第三者機関を設置するのではなく、同委員会の中に加える理由を伺いたい。

副部長兼教育指導課長

学校において重大事態が発生した場合は、学校の校内いじめ対策委員会、次に教育委員会のいじめ問題対策委員会が調査を行い、それでも解決されない場合には市において調査機関を設置することとなるが、検討中である。

委員

第5章の重大事態への対応における教育委員会の対応では、重大事態が発生した学校に対し調査に関する指導・助言を行うとあるが、教育委員会事務局にいじめ問題に関する専門部署を設置し、教育委員会としての姿勢を示すことが必要であると考えがいかがか。

学校教育部長

いじめ問題への対応については、平成25年度より教育指導課に生徒指導担当を設置し対応しているところであるが、この点についても記載するよう検討していきたい。

委員

基本的な方針を周知する意味においては、スローガンを掲げることで伝えたい内容を理解してもらうことが必要であると考えため検討願いたい。

学校教育部長

検討していきたい。

委員

「はじめに」の内容には、子どもは、日本の未来にとってかけがえのない存在とあるが、子どもは現在も含めてかけがえのない存在である。記載内容の検討をお願いしたい。

12 その他

- (1) 議事に先立ち委員長から、議案第5号から議案第10号は意思決定過程における情報であり、議案第11号は人事に関する情報であることからこれらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取り扱うことに決定した。
- (2) 会議録署名委員として、長谷川委員長職務代理者、原田委員が指名された。
- (3) 次回教育委員会は平成26年6月30日（月）午後2時開催に決定した。